

# 横浜市立浦島丘中学校

## いじめ防止基本方針

横浜市立浦島丘中学校 〒221-0072 横浜市神奈川区白幡東町27-1  
TEL045-421-6281 FAX045-431-2461

平成26年3月策定  
令和8年2月改定



### 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

#### ○いじめ防止に向けての基本理念

#### 基本方針の項目

- 1 いじめ防止に向けた学校の考え方
- 2 「学校いじめ対策委員会」の設置
- 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処(重大事態への対処を含む)
- 4 いじめ防止対策の点検・見直し
- 5 いじめ防止対策のフローチャート

子どもは社会にとってかけがえのない存在です。子どもが健やかに成長していくことが社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことです。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自分のことを理解し、可能性に気づき、また、他者の良いところを発見していきます。お互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもはあたたかい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活ができます。しかし、子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気があれば、その場は子どもにとって居場所ではなくなり、いじめが起こる可能性が高くなります。

いじめは、子どもにとって健やかな成長をさまたげ、将来の希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものであり、学校に関わる全ての人がその防止に向けて取り組んでいきます。

#### ○いじめの定義【いじめ防止対策推進法 第2条より】

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」を指す。

### 2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

#### ○構成員

こうちょう ふうこうちよう きやうむしゆにん がくねんしゆにん しゆかんきやうゆ せいとしどうせんじん どうとくきやうい  
校長、副校長、教務主任、学年主任、主幹教諭、生徒指導専任、道徳教育  
すいしんきやうゆ しようごきやうゆ じ むしよくいん せいとしどうぶしよくいん  
推進教諭、養護教諭、事務職員、生徒指導部職員

## ○運営

ていれいかい まいつきかいさい  
定例会を毎月開催する。また、いじめを認知した際は、臨時委員会を開催  
し、学校として組織的な対応と方針を決定するとともに、会議録を作成・保管  
し、進捗の管理を行う。

## ○活動内容

- いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない  
環境づくりを推進。
- 学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を生徒及び保護者に周知  
し、いじめ防止のための啓発に努める。
- いじめ等、相談窓口の活用を推進する
- いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や問題  
行動等に係る情報の収集、記録、共有をする。
- 各々の事案をいじめ事案として認知するかどうかの判断を行う。
- 被害生徒及び保護者を支援する。
- 加害生徒及び保護者への指導と支援をする。
- 学校いじめ防止対策基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・  
修正を行う。
- 学校の取り組みについて、計画⇒実行⇒評価⇒改善のPDCA サイクル  
で検証を行う。

## 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

### ○いじめの未然防止 <いじめが起きにくい風土をつくるための活動>

- 生徒同士がよさを認め合い、人のために役立ったと実感できる活動の場  
を設けるなどし、生徒の自己有用感を高める。
- 学校行事において体験活動を充実させ、互いに助け合えるなど良好な  
人間関係を築きながら活動することの喜びを体験させることにより、  
思いやりの心を育む。
- 人権週間期間に合わせて人権学習を行う。

④生徒会活動および学級活動を通して、望ましい人間関係について討論する機会を設け、生徒間でいじめに対する問題意識を高めるようにします。また「あいさつ運動」や人権週間における人権について考える活動を支援し、お互いを尊重し合う雰囲気づくりの支援を行う。

⑤生徒会活動における「あいさつ運動」、PTA活動における「朝の一声運動」を支援し、登校時の様子を生徒同士や職員、保護者で見守り、互いに敬意を表せるような気持ちのよいあいさつができるようにする。

⑥いじめの未然防止等に向けて、いじめについて理解を深めたり、生徒理解や生徒指導力向上を図るための教職員研修を計画的に行う。

### ○いじめの早期発見

#### ※Y-P アセスメント

子どもたちがいじめ問題や日常生活の様々な問題を自らの力で解決できるよう年齢相応の社会的スキルを育成することを目的に開発した「指導プログラム」と、学級や個人の社会的スキルの育成の状況を把握し、改善の方法を探る「Y-P アセスメント」から構成されています。

横浜市教育委員会 HP より

①教育相談、三者面談、家庭訪問、学校生活アンケートを定期的に行い、学年、学級、部活動、委員会活動、その他の集団の様子および個人の状態の把握に努め、生徒理解を深める。必要に応じてY-Pアセスメント※を活用する。

②生徒にとって悩み事などを相談しやすい環境づくりを行うとともに、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携を行い、教育相談活動の充実を図る。

### ○事案対処

※アンケート、教育相談については状況に応じ臨時に行うことがあります。

※年間予定はおよその目安であり、実施時期が前後する場合があります。

生徒がいじめを受けていると疑われる場合は、速やかにいじめ対策委員、および担当学年職員と情報を共有した上、聞き取りを行う。必要に応じ、複数職員で関係生徒に聞き取りを行うなどし、いじめの事実の有無の確認を行う。

#### ①いじめの事実が確認された場合

- ・横浜市教育委員会へいじめの概要や対応等を報告する。
- ・全職員で情報を共有し、いじめ対策委員会を中心に、その対処に当たる。
- ・保護者と情報を共有し、保護者の意向を確認する。
- ・被害生徒の心身の安全を守りながら寄り添い、意向を十分に聞き取り、対応する。
- ・関係生徒の指導を行い良好な人間関係を取り戻すよう、継続して支援を行う。

・いじめが**はんざいこうい**犯罪行為であると認められた場合は、**ばあい**所轄警察署と連携してこれに対処する。**たいしよ**警察への相談・通報は、いじめ防止対策推進法第23条第6項に基づき行う。

## ②いじめが**じゅうだいじたい**重大事態※である場合

- ・速やかにアンケートの実施、または**そのたてきせつ**ほほ方法により、**じじつかんけい**事実関係を明確にするための**ちようさ**調査を行う。
- ・いじめを受けた生徒および、その保護者に**ほごしゃ**事実関係等必要な情報を提供する。
- ・横浜市教育委員会を通じ**じゅうだいじたい**重大事態が発生した旨を横浜市長に報告する。
- ・いじめを受けた生徒に対し、**あんぜん**安全かつ**あんしん**安心して登校し、**がくしゅうかつどう**学習活動に参加するための**しえん**支援を行う。

※いじめにより生徒の心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(法第28条)

## ○いじめの**かいしょう**解消

いじめが「**かいしょう**解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている**ひつよう**必要がある。

- ①いじめを受けた行為が少なくとも3ヶ月(目安)止んでいること。
- ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

## ○**きょうしよくいんどう**教職員等への**けんしゅう**研修

生徒の**せいと**心理や、**しんり**行為・**こうい**行動の背景にある子ども同士の間**ご**人間関係をとらえる**きょうしよくいん**教職員の能力を高める**のうりよく**実践的な**たか**研修を年間計画に沿って進めていく。

## ○**がっこううんえいきょうぎ**学校運営協議会等の**かつよう**活用

**がっこううんえいきょうぎかい**学校運営協議会や**ちゅうがっこうがっこう**中学校区学校・**かてい**家庭・**ちいきれんけいじぎょう**地域連携事業を活用し、いじめ問題や学校が抱える課題等を、**ほごしゃ**保護者、**ちいき**地域と**きょうゆう**共有し、**れんけい**連携・**きょうどう**協働して**と**取り組む。

## ○**ねんかんけいかく**年間計画

- 4月 **きょういくそうだん**教育相談① **ぜんこうどうとく**全校道徳 **ちいきほうもん** YP アセスメント① **ちいきほうもん** 地域訪問
- がっこうせつめいかい**学校説明会 **せいとりかいかいけんしゅう**生徒理解研修① **ちいきりかいかいけんしゅう**地域理解研修 **がっこうせいいかつ**学校生活アンケート
- そうきはっけん**いじめ早期発見のための**せいかつあんけい**生活アンケート(記名式)
- 6月 **ちくこんだんかい**地区懇談会 **がっこう**学校・**かてい**家庭・**ちいきれんけいきょうぎかい**地域連携協議会**そうかい**総会 **がっこううんえいきょうぎかい**学校運営協議会①
- 7月 **よこはま**横浜**かいぎちゅうがっこう**子ども会議**かいぎ**中学校**さんしゃめんだん**ブロック会議 **さんしゃめんだん**三者面談

8・9月 <sup>きょういくそうだん</sup>教育相談② <sup>よこはま</sup>横浜こども会議区交流会 <sup>かいぎくこうりゅうかい</sup>生徒理解研修②

10月 YP アセスメント② <sup>がっこうんえいきょうぎかい</sup>学校運営協議会②

11月 <sup>かいけつ</sup>いじめ解決のための生活アンケート <sup>せいかつ</sup>全校道徳 <sup>ぜんこうどうとく</sup>人権学習

<sup>いっせいかいけつ</sup>いじめ一斉解決キャンペーンの<sup>とく</sup>取り組み

12月 <sup>さんしゃめんだん</sup>三者面談 <sup>じんけんしゅうかん</sup>人権週間

1月 <sup>がっこうせいかつ</sup>学校生活アンケート <sup>きょういくそうだん</sup>教育相談③

2月 <sup>がっこうんえいきょうぎかい</sup>学校運営協議会③

3月 <sup>ねんかん</sup>年間の振り返り <sup>ふかえ</sup>新年度への<sup>しんねんど</sup>引き継ぎ

<sup>つうねん</sup>通年 <sup>あさ</sup>朝の<sup>ひとこえうんどう</sup>一声運動(あ<sup>うんどう</sup>いさつ運動)、<sup>せいかついいんかいとう</sup>生活委員会等での<sup>かつどう</sup>活動

<sup>がっこう</sup>学校いじめ<sup>ぼうしきほんほうしん</sup>防止基本方針の<sup>うんよう</sup>運用について<sup>いけんこうかん</sup>意見交換

## 4 <sup>ぼうしたいさく</sup>いじめ防止対策の<sup>てんけん</sup>点検・<sup>みなお</sup>見直し

### ○<sup>てんけん</sup>点検・<sup>みなお</sup>見直し

①<sup>がっこう</sup>学校は、いじめに<sup>たいおう</sup>対応する<sup>そしきたいせい</sup>組織体制や<sup>たいおう</sup>対応の<sup>なが</sup>流れについて、<sup>すく</sup>少なくとも<sup>ねん</sup>年1回<sup>かいてんけん</sup>点検を行い、<sup>おこな</sup>必要に応じて<sup>ひつよう</sup>組織や<sup>お</sup>取組等<sup>そしき</sup>の見直し<sup>とくみ</sup>を行う(計画⇒<sup>みなお</sup>実行⇒<sup>おこな</sup>評価⇒<sup>けいかく</sup>改善のPDCAサイクル)。必要がある場合は、<sup>おこな</sup>横浜市いじめ<sup>ひつよう</sup>防止基本方針<sup>ばあい</sup>を含めて<sup>よこはまし</sup>見直し<sup>ふく</sup>を検討し、<sup>けんとう</sup>措置<sup>そち</sup>を講じる。

②<sup>がっこう</sup>学校いじめ防止基本方針<sup>ぼうしきほんほうしん</sup>の見直し<sup>みなお</sup>には、<sup>せいと</sup>生徒、<sup>ほごしゃ</sup>保護者、<sup>しょくいん</sup>職員、<sup>ちいきどう</sup>地域等から<sup>ひろ</sup>広く<sup>いけん</sup>意見を<sup>と</sup>くみ取り<sup>はんえい</sup>それを<sup>がっこう</sup>反映させ、<sup>とくしょく</sup>学校の<sup>あ</sup>特色に<sup>ほうしん</sup>合わせた<sup>さくてい</sup>方針を<sup>さくてい</sup>策定する。

## 5 いじめ防止対策のフローチャート

